

塩竈市立病院事後審査型制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、塩竈市立病院契約規程第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

塩竈市立病院事業管理者 福原 賢治

1 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工 事 名 令7一単 市立病院GHP（GHP-3・6・7系統）改修工事
- (2) 施 工 場 所 塩竈市香津町7番1号（塩竈市立病院内）
- (3) 工 期 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札担当課 事務部業務課
- (5) 工事担当課 事務部建築課
- (6) 工 事 概 要 設計書記載のとおり
- (7) 支 払 条 件 前払金（40%以内）、中間前払金（20%以内）、竣工払い

2 入札参加資格

令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告日時点において次の事項に該当する者。ただし、(7)(技術者の配置条件)についての基準日は開札日時点（着手日指定がある工事は着手指定日時点）とする。

- (1) 建設業法第3条に規定のある営業所等を宮城県内に有していること。
- (2) 塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- (7) 配置技術者に関する条件については、建設業法第26条の定めるところにより、当該入札参加業者と直接的かつ継続的雇用関係にある技術者をこの工事現場に配置できること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項に規定する本公告5(1)④で求める経営事項審査結果の管工事の総合評点が600点以上であること。
- (9) 令和2年度以降に150床以上の病院にて診療行為を継続した状態での、1件の請負金額（最終契約額）が2,000万円を超える空調設備改修工事の施工実績を有すること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年度塩竈市告示第93号)に規定する要件に該当しないこと。

3 入札参加に必要な申請書類等配付期間及び場所

- (1) 令和7年9月12日から令和7年9月30日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- (2) 配布方法 塩竈市立病院公式ホームページ上からダウンロードにより入手すること。
ダウンロードによる入手ができない場合は、塩竈市立病院事務部業務課（外来棟3階）に未使用のUSBメモリを持参すること。
ホームページアドレス <https://www.city-hospital-shiogama.jp/>

4 契約規則等を示す場所

塩竈市立病院建設工事執行規程、塩竈市立病院建設工事制限付一般競争入札実施要綱等は9(2)で示す場所において閲覧できる。

5 入札参加申請

(1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。(郵送等は認めない)

なお、入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。(塩竈市立病院建設工事事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱、令和5年度市立病院告示第1号)

① 一般競争入札参加申請書(様式第1号)

② 2(9)で求める施工実績調書(様式第2号)

③ 配置予定の技術者に関する調書(様式第3号)

(1級・2級国家資格検定合格証明書又は監理技術者資格者証等の写し、雇用関係を確認できる健康保険証の写しを添付すること)

④ 建設業の許可の写し

⑤ 令和7年10月1日(入札日)の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けた最新の経営事項審査結果通知書の写し

※①~⑤の書類を袋とじし、割印を押して提出すること。

※入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※なお、一般競争入札参加受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和7年9月12日から令和7年9月30日まで(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時から午後4時まで

提出場所 宮城県塩竈市香津町7番1号

塩竈市立病院事務部業務課(外来棟3階)

6 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査は、塩竈市立病院建設工事制限付一般競争入札実施要綱第6条の規定により審査する。

(2) 最低制限価格以上で予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。なお、開札後に落札者とするための入札参加資格の審査を行う。

(4) 提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行う。

(5) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

(6) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

7 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

(1) 2に定める資格のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

8 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日(土曜、日曜、祝日を除く。)以内に、塩竈市立病院事業管理者に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。

(2) 塩竈市立病院事業管理者は、8(1)の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

9 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和7年9月12日から令和7年9月30日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 閲覧場所及び設計図書の配布

塩竈市香津町7番1号 塩竈市立病院事務部業務課（外来棟3階）
塩竈市立病院ホームページ <https://www.city-hospital-shiogama.jp/>

(3) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、塩竈市立病院事務部業務課まで持参またはFAXすること。
FAXによる場合は必ず電話で到着の確認を行うこと。

なお、質問に対する回答は、9(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

FAX 番号：022-364-5529

(4) 質問の受付期間

令和7年9月12日から令和7年9月19日まで（土曜、日曜を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 回答書の閲覧期間

令和7年9月25日から令和7年9月30日まで（土曜、日曜を除く）
9(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

(6) 現場説明

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

10 入札執行の日時場所

令和7年10月1日 午前11時00分
塩竈市香津町7番1号 塩竈市立病院 3階会議室

11 入札の方法

- (1) 入札参加資格者は一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。
- (2) 郵送や電送による入札は認めない。
- (3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。
- (4) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。
- (5) 入札回数は3回以内とする。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。（忘れた場合は失格とする。）
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

13 最低制限価格 設定する。（最低制限価格より低い入札は失格とする）

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格以外の者が行った入札
- (2) 入札者の記名押印の無い入札
- (3) 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札
- (4) 7(1)に該当する者が行った入札
- (5) 11(4)で示す入札心得を遵守しない入札

1 5 入札保証金 免除とする。

1 6 契約保証金

契約金額の10分の1以上とする。契約締結時に保証事業会社、保険会社又は金融機関が発行する保証の証券又は証書を提出すること。(現金・小切手・国債・地方債証券・公社債・その他政府保証のある債券等による納付は認めない。)

1 7 その他

落札者は、5(1)②における「配置予定の技術者に関する調書」に記載されている者を本工場の現場に配置しなければならない。

ただし、次の(1)から(3)の期間については他の現場の技術者を兼ねることができる。

- (1) 設計図書又は工事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間。
- (2) 工場の完成検査が終了し、事務手続きのみが残っている場合。
- (3) 工事を中止している場合、その他これに類する場合。

なお、本工事が完了するまで、特別の事情がある場合を除き、本工事に専任した技術者の変更は認めない。

1 8 記載内容問い合わせ

塩竈市香津町7番1号

塩竈市市立病院事務部業務課 (外来棟3階) TEL022-364-5521

FAX022-364-5529